

| No. | 頁 | 項目番号 | 項目 | 質問内容 | 回答 |
|-----|----|------|--------------------------|---|------------|
| 1 | 10 | 第21条 | 2項 受注者の請求による 工期の延長 | 「第1回募集要項（参加資格申請）に関する質問への回答」において、「昨今、原材料や部品等の入荷遅れに伴い、資材、機材等の調達に時間を要していることから、契約締結時には予想できなかったサプライチェーンの寸断等 による原材料や部品等の入荷遅れがあった場合、第21条を適用して受注者の請求による工期の延長を認めることとします。この場合、不可抗力によるものではなく、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことができない事由による工期の延長であるため、発注者及び受注者は、それぞれ自己に生じた増加費用や損害を負担することとします。」と回答頂いておりますが、その他契約締結時に予想できない工程影響要因についても協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |